

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和元年6月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900001号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900013号

第1 結論

請求者のA社における平成16年9月24日の標準賞与額を9万2,000円に訂正することが必要である。

平成16年9月24日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年9月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年9月24日

A社から支給された賞与について、請求期間に係る標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、厚生年金保険料は控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された「16年9月分賃金支給明細書」(写)、年金事務所から提出された請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(写)及び事業主の回答により、請求者は、平成16年9月24日にA社から賞与(15万2,500円)の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(15万2,000円)より低い標準賞与額(9万2,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、「16年9月分賃金支給明細書」(写)において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 10 日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800112号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1900003号

第1 結論

昭和36年11月22日から昭和42年9月21日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年11月22日から昭和42年9月21日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、A社を結婚のため退職した際、脱退手当金についての説明は受けたが手続をした記憶はないので脱退手当金を受給していない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない。

また、請求期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の請求者の欄において、請求者の氏名は、婚姻(昭和42年11月*日)後の昭和47年5月22日に旧姓から新姓に変更されており、同日に請求期間に係る脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、当該脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、請求者の請求期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る記号番号は、請求期間に係る記号番号とは別の番号となっており、請求期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である上、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1800113号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(脱)第1900004号

第1 結論

請求期間のうち、昭和37年7月2日から昭和40年6月26日までの期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年3月26日から昭和40年6月26日まで

支給済期間 : ① 昭和34年3月26日から昭和37年5月13日まで
② 昭和37年7月2日から昭和40年6月26日まで

厚生年金保険の記録では、私がA社で勤務していた期間について、支給済期間①及び②に係る脱退手当金が支給された記録になっている。

私は、支給済期間①については、脱退手当金を受給したことを記憶しているが、支給済期間②については、脱退手当金を受給していないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者が脱退手当金の受給を認めている支給済期間①と受給していないとする支給済期間②とは、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿において、支給済期間①における請求者の欄と同社で再度被保険者資格を取得した支給済期間②における請求者の欄との両方に脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、ほかに請求者が受給を認めている支給済期間①のみで脱退手当金を受給していた事情はうかがえない。

また、支給済期間①と支給済期間②とは同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号(以下「被保険者記号番号」という。)で管理されており、請求期間の脱退手当金は、A社における2回目の厚生年金保険被保険者の資格喪失日から、約1か月半後の昭和40年8月10日に支給決定されている上、支給済期間①と支給済期間②とを計算の基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りはない。

さらに、請求期間に係る被保険者記号番号と請求期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号とは別の番号となっており、請求期間に係る脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、支給済期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。